

「サンリッチ三島」日常生活自立支援マニュアル

このマニュアルは、事理判断能力が低下している高齢者などに対して、職員及び家族などからの虐待・人権侵害を防止し、被害者の権利を擁護することを目的としています。

- (1) 職員が利用者に対し虐待を行うことは、それが故意や過失を問わず行ってはならない行為です。
- (2) 利用者が権利侵害と判断された場合、発見者は直ちに施設長に報告(権利侵害報告書)しなければならない。このことは在宅における家族の虐待に遭遇した場合も同様である。
- (3) 万が一利用者に権利侵害が発生した場合、発見者及び当事者(職員)は施設長の指示に従うものとする。施設長は必要に応じて、このことを権利擁護機関「三島市社会福祉協議会に設置されている地域福祉権利擁護センター(055-972-3221)、静岡県社会福祉協議会の地域福祉権利擁護センター(054-275-1760)、静岡県司法書士会の公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート(054-289-3700)」などへ通報し、被害者等が納得されない時には苦情申出書を提出していただくものとする。同時に別に定める権利擁護委員会を3日以内に開催し、職員が当事者である場合にはその当事者の処遇及び再発防止に努めなければならない。そして、施設長は当事者(職員)と一緒に利用者及び家族などへ状況説明をすると同時に  
お詫びをしなければならない。  
当事者が職員以外の場合には、地域福祉権利擁護センターまたはリーガルサポート静岡と連携して対策を講じるものとする。  
さらに、必要に応じて成年後見制度(法律分野で認知症の高齢者などの権利を擁護するシステム。静岡県弁護士会沼津支部 055-931-1848)の利用を検討していくものとする。
- (4) 虐待などの権利侵害を防止するには、所属長が定期的に利用者を訪問して点検を行うものとする。また、各所属長は日頃から入浴時や診察時に注意は払って虐待防止に努めなければならない。これらのチェックを日常的に行うことが権利侵害を防止する担保となります。そして、利用者に対して虐待や人権侵害などの行為はしないことを採用時の条件とします。
- (5) このマニュアルに記載されていない事項が発生した場合、その都度関係者が協議して対応するものとする。対応できない場合には権利擁護委員会を開催しなければならない。

このマニュアルは平成 15 年 4 月 1 日より実施する。

このマニュアルは平成 19 年 8 月 1 日より変更する。

このマニュアルは平成 24 年 4 月 1 日より変更する。